

「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」の開催要領

1 目的

総務省の行政相談制度において、ボランティアである民間有識者を通じて広く国民からの苦情等を受け付ける制度として、昭和 36 年に発足した行政相談委員制度は、41 年に法制化(行政相談委員法 (昭和 41 年法律第 99 号))され、今日まで 40 年間以上が経過している。

行政相談委員 (以下「委員」という。)は、現在、全国で約 5,000 人が配置され、住民の最も身近なところで、国の行政のほか、市町村の行政や民事に関する苦情・相談を年間 10 万件以上受け付けており、また、総務大臣に対する行政運営の改善を求める意見陳述を行うなど、オンブズマン的機能を通じて、行政と住民との橋渡し役として活動している。

しかし、近年、地域コミュニティにおける人間関係の崩壊・希薄化に伴う地域社会の安全・安心の問題が多発し、地域の様々な問題解決を図る委員の役割が増大するとともに、行政に対する信頼回復のために、委員の機能を更に発揮することが課題となっている。

また、行政相談委員を含めた総務省の行政相談窓口については、消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けた対応の一つとして、ワンストップ体制の充実、既存の専門相談窓口間との連携強化等の方策の検討が求められている。

このような状況を踏まえ、委員制度について、地域との関係、行政における役割・位置付けや委員の活動基盤など全般にわたり、その在り方を検討するために本研究会を開催する。

2 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

3 運営

- (1) 本研究会は、総務省行政評価局長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会には、座長を置く。座長は、行政評価局長が指名する。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、上記のほか、本研究会の運営に必要な事項を定める。

4 開催予定

必要の都度、開催する。

5 庶務

研究会の庶務は、総務省行政評価局行政相談課において処理する。

(別紙)

「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」の構成員

座長

なりた よりあき
成田 頼明 横浜国立大学名誉教授、関東管区局行政苦情救済推進会議座長

いまがわ あきら
今川 晃 同志社大学政策学部教授

いよく よしこ
伊与久 美子 元市川市役所総務部長、千葉県市川市担当行政相談委員

さいとう まこと
齋藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

しのぎき ゆきこ
篠崎 由紀子 (株)都市生活研究所代表取締役社長、関西経済同友会常任幹事、
総務省第29次地方制度調査会委員

やまおか ながとも
山岡 永知 日本大学名誉教授、東京都杉並区担当行政相談委員

(五十音順・敬称略)